

公立甲賀病院訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

1 事業所概要

事業所名	公立甲賀病院訪問看護ステーション
所在地	528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地
事業所の指定番号	2 5 6 1 4 9 0 1 4 1
事業所の設置主体	地方独立行政法人公立甲賀病院
代表者	理事長 辻川 知之
サービスを提供する 通常の事業実施地域	甲賀市・湖南市 上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

2 サービスの提供日・時間

	8:30～17:15	17:15～翌日 8:30
平日（月曜日～金曜日）	○	※
休日（土曜日・日曜日・祝日） 年末年始（12/29～1/3）	※	※

※1 待機（オンコール）体制にて対応します。

※2 その他相談に応じます。

※3 時間帯により料金が異なります。

3 サービス提供体制

職 種	業 務 内 容
管理者 隠岐 千栄 (看護師 1名)	①当事業所の運営、管理を行います。 ②当事業所の職員の指揮監督を行います。
訪問看護 (看護師 10名以上)	利用者の希望、医師の指示および利用者の療養の状況を踏まえた訪問看護計画書を作成し、その計画に基づき訪問看護サービスを懇切丁寧に行います。

4 事業の目的および運営の方針

事 業 の 目 的	かかりつけの医師が指定訪問看護・介護予防訪問看護の必要性を認めた方に対し、自立支援に結びつく適正な訪問看護サービスを提供することを目的としています。
事 業 の 方 針	1. 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活の自立と質の向上が可能となるよう、支援致します。 2. 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接に連携を行い、総合的なサービスの提供に努めます。 3. 看護目標や看護計画を定期的に自己評価を行い、常にその改善を図り、訪問看護の質の向上に努めます。

5 提供するサービスの内容

内 容	提 供 方 法
訪問看護計画書作成	<p>①利用者の希望、医師の指示および利用者の療養の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。</p> <p>① 訪問看護計画書の主要な事項について、利用者及びその家族に説明して同意を得ます。</p>
訪 問 看 護	<p>*主治医との密接な連携および訪問看護計画に基づき、次の訪問看護サービスを行います。</p> <p>①病状及び心身の状況の観察</p> <p>②清拭・洗髪等による清潔の保持</p> <p>③食事および排泄等日常生活の世話</p> <p>④褥創の予防及び処置</p> <p>⑤リハビリテーション</p> <p>⑥ターミナルケア</p> <p>⑦認知症患者等の看護</p> <p>⑧療養生活や介護方法等の指導</p> <p>⑨カテーテル等の管理</p> <p>⑩その他主治医の指示による医療処置</p> <p>⑪主治医への報告</p> <p>⑫他機関、多職種との連携、協働</p>

6 利用料金

(1) 利用料：介護保険からの給付サービスを利用する場合

※以下は概算となります

		要支援			要介護		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
8:00～18:00	20分未満	303 円	606 円	909 円	314 円	628 円	942 円
	30分未満	451 円	902 円	1,353 円	471 円	942 円	1413 円
	30分以上～1時間未満	794 円	1,588 円	2,382 円	823 円	1,646 円	2,469 円
	1時間以上～ 1時間30分未満	1,090 円	2,180 円	3,270 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
早朝・夜間帯 (25%増) 6:00～8:00 18:00～22:00	20分未満	379 円	758 円	1,137 円	393 円	786 円	1,179 円
	30分未満	564 円	1,128 円	1,692 円	589 円	1,178 円	1,767 円
	30分以上～1時間未満	993 円	1,986 円	2,979 円	1,029 円	2,058 円	3,087 円
	1時間以上～ 1時間30分未満	1,363 円	2,726 円	4,089 円	1,410 円	2,820 円	4,230 円
深夜帯 (50%増) 22:00～翌6:00	20分未満	455 円	910 円	1,365 円	471 円	942 円	1,413 円
	30分未満	677 円	1,354 円	2,031 円	707 円	1,414 円	2,121 円
	30分以上～1時間未満	1,191 円	2,382 円	3,573 円	1,235 円	2,470 円	3,705 円
	1時間以上～ 1時間30分未満	1,635 円	3,270 円	4,905 円	1,692 円	3,384 円	5,076 円

	要支援			要介護		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
①緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 円	1,200 円	1,800 円	600 円	1,200 円	1,800 円
②特別管理加算（Ⅰ）	500 円	1,000 円	1,500 円	500 円	1,000 円	1,500 円
②特別管理加算（Ⅱ）	250 円	500 円	750 円	250 円	500 円	750 円
③ターミナルケア加算				2,500 円	5,000 円	7,500 円
④サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 円	12 円	18 円	6 円	12 円	18 円
④サービス提供体制強化加算Ⅱ	3 円	6 円	9 円	3 円	6 円	9 円
⑤複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）	254 円	508 円	762 円	254 円	508 円	762 円
⑤複数名訪問加算（Ⅰ）（30分以上）	402 円	804 円	1,206 円	402 円	804 円	1,206 円
⑥長時間訪問看護加算	300 円	600 円	900 円	300 円	600 円	900 円
⑦退院時共同指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円	600 円	1,200 円	1,800 円
⑧初回加算（Ⅰ）	350 円	700 円	1050 円	350 円	700 円	1050 円
⑧初回加算（Ⅱ）	300 円	600 円	900 円	300 円	600 円	900 円
⑨看護・介護職員連携強化加算				250 円	500 円	750 円
⑩看護体制強化加算Ⅰ				550 円	1,100 円	1,650 円
⑪看護体制強化加算Ⅱ				200 円	400 円	600 円
⑫介護予防 看護体制強化加算	100 円	200 円	300 円			

※ 平成 27 年 4 月 1 日から地域区分の改定により、当事業所の存在する甲賀市は 6 級地になりますので、10.42 の加算を算定致します。

地域加算・負担割合に準じた概算は別紙参照

※ 甲賀市・湖南市以外に在住の方のみ、通常の事業実施地域を越えた地点から、往復に要した走行距離、1kmにつき交通費として 22 円（税込）を乗じて得た額を徴収します。

※ 使用した衛生材料費（日常生活必要なもの）がある場合は実費となります。

※ 死亡時、死後の処置を在宅で行う場合、御遺体のお世話料 11,000 円（税込）と物品代が実費でかかります。

※ 利用者及びその家族の同意を得た上で以下の加算を算定します。

① 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）→600 単位/月

訪問予定日以外の電話相談や臨時訪問について、急に状態が変化した場合の対応が可能です（夜間・早朝・休日についても）。この体制を利用される場合は緊急時訪問看護加算として 1 月 600 単位加算します。

これに加え、緊急時の訪問毎に実際の訪問時間に対し規定の訪問料を算定します。

（緊急時訪問看護加算を算定する場合、1 月内の 2 回目以降の緊急訪問については、早朝・夜間・深夜の時間帯の加算があります。）

② 特別管理加算（Ⅰ）→500 単位/月

特別管理加算（Ⅱ）→250 単位/月

特別な管理を必要とする利用者に対し、1 月 250 単位もしくは 500 単位加算します。

③ ターミナルケア加算

「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に他の関係者との連携の上、対応します。死亡前一定期間に訪問看護があり、終末期の看護の提供を行った場合、2,500 単位加算します。

④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）→6 単位/回

1 回の利用につき、6 単位加算します。

⑤ 複数名訪問加算

利用者の身体的理由により 1 名での訪問看護が困難な場合や、暴力等があり危険な場合など加算をつけることにより複数名での訪問が可能となります。

30 分未満で 1 回 254 単位、30 分以上で 1 回 402 単位となります。

⑥ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対し、1 回につき 300 単位の加算をつけることにより、1 回の訪問時間が 1 時間 30 分を超える長時間の訪問ができます。

⑦ 退院時共同指導加算

退院（退所）後の在宅療養についての指導を、入院（入所）施設の主治医やその他の職員と共同で行ない、その内容を文書で提供した場合に、600 単位加算します。

⑧ 初回加算（Ⅰ）→350 単位

初回加算（Ⅱ）→300 単位

新規に訪問看護計画を作成して、訪問看護を提供した場合に、300 単位もしくは 350 単位加算します。

⑨ 看護・介護職員連携強化加算

たん吸引等が必要な利用者に係る計画書作成および緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員の業務の実施状況を確認し記録等を行った場合に 1 月に 250 単位加算します。

⑩ 看護体制強化加算（Ⅱ）→200 単位/月

介護予防看護体制強化加算 →100 単位/月

(2) 利用料：後期高齢者医療・医療保険からの給付サービスを利用する場合

基本利用料	後期高齢者医療：訪問看護に要する費用の 1 割または 3 割 医療保険：訪問看護に要する費用の 3 割が原則ですが、70 歳以上 75 歳未満の高齢受給者は 1 割または 2 割、3 割、義務教育就学前の利用者については 2 割
交通費	1km につき 22 円（税込）（当事業所から利用者居宅間）
休日利用加算料金	緊急時につき 1 回 2,200 円（税込）（土・日・祝日・年末年始利用の場合）
日常生活上必要なもの	使用した衛生材料費などの実費 死亡時、死後の処置を在宅で行う場合、御遺体のお世話料 11,000 円（税込）と物品代が自費でかかります。

※ 早朝夜間加算 2,100 円（6 時～8 時、18 時～22 時）

深夜加算 4,200 円（22 時～6 時）

※ 利用者及びその家族の同意を得た上で以下の加算を算定します。

① 24 時間対応体制加算

24 時間体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行い、かつ、電話等において常時対応でき、必要に応じ緊急時訪問看護を行なう体制をとっています。月 1 回 6,800 円加算します。

② 特別管理加算

特別な管理を必要とするご本人様に対し、訪問看護を行なった場合に、月 1 回 2,500 円（状態によっては 5,000 円）加算します。

③ 退院時共同指導加算

退院（退所）後の在宅療養についての指導を、入院（入所）施設の主治医やその他の職員と共同で行ない、その内容を文書で提供した場合に、初日の訪問看護実施日に 1 回 8,000 円加算します。（厚生労働大臣が定める疾病等の方や特別管理加算の対象の方に対しては、1 回の退院時に 2 回まで算定が可能です）

④ 退院支援指導加算

厚生労働大臣が定める疾病・状態等の方や退院当日の訪問看護が必要であると認められた者に対して在宅での療養上必要な指導を行った場合に、6,000 円（厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する方に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った時にあつては、8,400 円）加算します。

⑤ 複数名訪問看護加算

利用者の身体的理由により 1 名での訪問看護が困難な場合や、暴力等があり危険な場合など加算をつけることにより複数名での訪問が可能となります。（週 1 回 4,500 円）

⑥ 長時間訪問看護加算

長時間の訪問看護を必要とする 15 歳未満の超重症児・準超重症児、特別指示書に係る訪問看護を受けている者、特別な管理を必要とする者に対して、1 回の訪問看護の時間が 90 分を越えた場合、加算します。（週 1 回 5,200 円 15 歳未満の超重症児、準超重症児は週 3 回まで）

⑦ 情報提供療養費

市町村等からの求めに応じて、また義務教育諸学校からの求めに応じて、訪問看護に関する情報を提供した場合、月 1 回 1,500 円算定します。

⑧ ターミナルケア療養費

家族に終末期の説明があることと、死亡前一定期間に訪問看護があり、終末期の看護の提供を行なった場合、25,000 円算定されます。

※その他、在宅患者連携指導加算・在宅患者緊急時カンファレンス加算については、必要時説明し同意を得た上で加算します。

⑨ 乳幼児加算（6 才未満）

1 日につき 1 回に限り 1,300 円（厚生労働大臣が定める方に該当する場合にあつては、1,800 円）を加算します。

⑩ 特別管理指導加算 2,000 円

退院後、特別な管理が必要な者に対して看護師が退院時共同指導を行った場合に加算します。

⑪ 訪問看護基本療養費（Ⅲ） 8,500 円

試験外泊時の事前に予定された訪問看護について算定します。

⑫ 看護・介護職員連携強化加算 2,500 円

喀痰吸引等に関して事業者に対して必要な支援を行なった場合に、月 1 回 2,500 円加算します。

⑬ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）780円 月1回780円加算します。

(3) 利用料：保険外サービスを利用する場合（別表1参照）

別表1（第11条関係）

訪問看護サービスの内容	利用単位	対象日又は時間	利用料(税込)	備考
外出付き添い・介助	60分につき	月曜～金曜日 (土曜・日曜・祝日 12/29～1/3日を除く)	8,800円	交通費等諸経費は 別途加算
		土曜・日曜・祝祭日 12月29日～1月3日	11,000円	
交通費	通常の事業実施地域 を超えた地点から 1kmにつき(往復)	訪問日	22円	第9条に掲げる地域以 外の場合のみ適用
ご遺体の処置	1体につき	訪問日	11,000円	
衛生材料費	看護師の持参から 使用した分	訪問日	実費	

7 料金の支払い時期と支払い方法

請求時期	サービス提供月の翌月中旬に、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
請求方法	請求書を発行します。(サービス提供月の翌月中旬に郵送します。)
支払時期	毎月27日頃に指定口座から振替させていただき、翌月中旬領収書を郵送します。
支払方法	口座振替(口座振替不能の場合、当方より振込用紙を送付致します。)

*領収書の発行は、入金確認の都合上、口座振替日の翌月上旬となります。(お振込みの場合を除く)

*領収書の再発行は致しかねます。(居宅サービス医療費控除証明書のみ発行可)

8 緊急時の対応について

- ①看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医または救急医療機関、市町村、利用者の家族および居宅介護支援事業者等に連絡するなどの必要な措置をとります。
- ②事業所は、救急隊員や医療機関と連携し、24時間利用者の急変等に対応します。

9 個人情報)の保護

- ①事業所は、職員(であった者)が、利用者及びその家族に関して知り得た情報については、利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では正当な利用なく漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ②サービス提供に関わり、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめご本人様およびそのご家族に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

10 事業継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画(BCP)」を策定し、業務継続計

面に従い必要な措置を講じます。

- ①職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 感染対策

- ①確定診断が出る前の発熱などの感染症状がある場合、職員が感染防護具をつけて訪問させていただくことがあります。
- ②感染防止対策が困難な感染症である場合、利用者、居宅介護支援事業所の同意のもと、利用の中止をさせていただくことがあります。
- ③感染症状のある場合、居宅介護支援事業所、ご家族様等へ連絡させていただくことがあります。
- ④職員の健康管理を行い、事業所の設備及び備品の衛生的な管理、感染防護の備蓄等、事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための必要な措置を講じています。
- ⑤予測のできない感染症について、職員、利用者及び家族の感染症が発生した場合、相互に賠償の責任を負わないものとします。

12 ハラスメントの防止について

- ①事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する視点から、「ハラスメント」によって看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針に基づき必要な措置を講じています。
- ②職場における優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超えるハラスメント行為は組織として許容しません。
*ハラスメントとは、訪問看護の提供、利用の場面で暴力、暴言、不当な要求、個人の尊厳や人権を傷つけたりおとしめる行為、または相手方に不快感を与える性的な言動を意味します。
- ③職場における教育及び指導
職員に「ハラスメント」についての研修を定期的実施します。
- ④苦情または相談
職員から「ハラスメント」を受けた場合は、苦情相談窓口にご相談、または苦情をお申し出ください。
- ⑤利用者またはその家族から職員に対して「ハラスメント」があった場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を終了させていただく場合があります。

13 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者： 管理者 隠岐 千栄

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③虐待防止のための指針を整備しています。
- ④職員に対する虐待防止のための研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、職員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

14 身体的拘束等の適正化について

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 解約

利用者は当事業所に対し、契約書に添付した「契約解約申出書」により解約を希望する日までに事業所に届け出ていただくことによって、契約を解約することが出来ます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。

16 契約の終了

つぎの場合には、自動的に契約は終了します。

①利用者が介護保険施設に入所された場合

*介護保険施設へ入所するにあたっては、必要なお手伝いを致します。

②利用者が要介護および要支援の状態でなくなった場合

*地域の保健福祉サービスの情報提供など必要なお手伝いをします。

③その他、サービスの提供が困難となったとき（当方職員に対する暴力・ハラスメントがある場合等）

17 サービスの中止

利用料の口座振替が3回連続して不可能の場合または、当方からの支払い督促に対して1ヶ月以上未払いの場合は、サービスを中止させていただく場合があります。

18 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において事故等が起こった場合は、公立甲賀病院にて対応を致します。

19 職員の研修体制

当事業所では、職員の資質の向上を図り、利用者に対してより質の高いサービスを継続して提供できるように次の研修を行っています。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

20 外部評価

① 自己評価の公表・・・○

② 第三者評価・・・×

21 相談・苦情窓口および緊急時の連絡先

利用者が受けておられるサービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮無くお申し出ください。

事業所の住所	滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地	
窓口担当者	隠岐 千栄	
営業時間内の対応	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前 8 時 30～午後 5 時 15 分	電話番号 0748-65-3160
営業時間外の対応 （上記営業時間外の時間帯） ※営業時間外の対応は待機制になっています。	営業日の夜間 土曜日終日 日曜・祝日・年末年始	上記によりどうしても連絡がとれない場合は、下記へ連絡をお願いします。 電話番号 0748-62--0234

* 下記の機関においてもご相談や苦情窓口が設けられています。

・ 滋賀県国民健康保険団体連合会

電話 077-510-6605 (介護保険苦情専用)

電話 077-522-0065 (介護保険課)

・ 甲賀市長寿福祉課

電話 0748-69-2165 甲賀市役所 (利用時間：8：30～17：15)

・ 湖南市高齢福祉課

電話 0748-71-2356 湖南市役所 (利用時間：8：30～17：15)

上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地

事業所名 公立甲賀病院訪問看護ステーション

説明者名 _____ 印

上記のとおり説明を受けました。

(ご本人様)

又は

(代理人) 氏名

_____ 印

利用料金表

(別表1)

介護保険		医療保険		
下記の金額の1割、2割または3割を負担		→後期高齢者医療保険 訪問看護に要する費用の1割、または3割を負担 →健康保険 訪問看護に要する費用の3割を負担 →国民健康保険 訪問看護に要する費用の3割または2割を負担 ※加入保険により負担割合が異なる場合があります。		
利用者 の 負担	● 20分未満(看I1)※算定要件あり ● 30分未満(看I2) ● 30分以上1時間未満(看I3) ● 1時間以上1時間30分未満(看I4) ● 1時間30分以上(看I4・長)	要介護 314単位 … 3,140円 要支援 303単位 … 3,030円 要介護 471単位 … 4,710円 要支援 451単位 … 4,510円 要介護 823単位 … 8,230円 要支援 794単位 … 7,940円 要介護 1128単位 … 11,280円 要支援 1090単位 … 10,900円 要介護 1428単位 … 14,280円 要支援 1390単位 … 13,900円	● 訪問看護基本療養費(I) →週3回まで(1日につき) … 5,550円 →週4回まで(1日につき) … 6,550円 ・難病等複数回訪問加算(2回) … 4,500円 (3回以上) … 8,000円 ・長時間訪問看護加算(90分以上) … 5,200円 ・乳幼児加算(6歳未満 1日につき) … 1,300円 ・乳幼児加算(6歳未満 1日につき) … 1,800円 ※別に厚生労働大臣が定める方 ・複数名訪問看護加算 … 4,500円 ・夜間早朝・加算(6時-8時・18時-22時) … 2,100円 ・深夜加算(22時-6時) … 4,200円	
	・早朝、夜間加算 … 25%増し ・深夜加算 … 50%増し ・複数名訪問看護加算(30分未満) (30分以上) 254単位 … 2,540円 402単位 … 4,020円			
	+			
	● 看護体制強化加算I(1ヶ月につき) 看護体制強化加算II(1ヶ月につき) 介護予防 看護体制強化加算(1ヶ月につき)	550単位 … 5,500円 200単位 … 2,000円 100単位 … 1,000円		
	+			
	● 緊急時訪問看護加算(I)(1ヶ月につき) ● 緊急時訪問看護加算(II)(1ヶ月につき)	600単位 … 6,000円 574単位 … 5,740円		
	+			
	● サービス提供体制強化加算I(1訪問につき) サービス提供体制強化加算II(1訪問につき)	6単位 … 60円 3単位 … 30円		
	+			
	● 特別管理加算I(1ヶ月につき) ● 特別管理加算II(1ヶ月につき)	500単位 … 5,000円 250単位 … 2,500円		
	+			
	● 訪問看護初回加算(I)(初月のみ) ● 訪問看護初回加算(II)(初月のみ) ● 退院時共同指導加算 ● 看護・介護職員連携強化加算(1ヶ月につき)	350単位 … 3,500円 300単位 … 3,000円 600単位 … 6,000円 250単位 … 2,500円		
	※要支援は対象外			
	● ターミナルケア加算 ※要支援は対象外	2500単位 … 25,000円		
	* 地域区分加算 事業所の住所により、合計単位数に以下の割合を乗じる →訪問看護ステーション本部(甲賀市) … 10.42			
実費 負担 分	● 支給限度額を超えるサービス … 自費負担 ● 交通費1回あたり(税込) →甲賀市・湖南市 … 不要 →上記の市以外(1kmにつき) … 22円 ● 衛生材料費 … 使用した材料費などの実費 ● ご遺体のお世話(税込) … 11,000円		● 交通費(1kmにつき)(税込) … 22円 ● 土曜、日曜、祝祭日、年末年始の訪問看護 1訪問につき(税込) … 2,200円 ● 衛生材料費 … 使用した材料費などの実費 ● ご遺体のお世話料(税込) … 11,000円	
	● 訪問看護基本療養費(III)※入院中の外泊 … 8,500円 ● 訪問看護ベースアップ評価料(I) … 780円			

* 当ステーションの規定によるオプション料金があります。詳しくは直接おたずね下さい。
 * 法改正がありますと変更になる事項があります。
 * 福祉医療券・難病医療受給者証をお持ちの方は必ず申し出て下さい。

(別紙)

甲賀市地域加算・割合負担に準じた利用料金概算表

		加算率	要支援	要介護	甲賀市【6級地(10.42)】					
					要支援			要介護		
					1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
					0.9	0.8	0.7	0.9	0.8	0.7
8:00~18:00	20分未満	1.0	303 単位	314 単位	316 円	632 円	948 円	328 円	655 円	982 円
	30分未満		451 単位	471 単位	470 円	940 円	1,410 円	491 円	982 円	1,473 円
	30分以上~1時間未満		794 単位	823 単位	828 円	1,655 円	2,482 円	858 円	1,715 円	2,573 円
	1時間以上~1時間30分未満		1,090 単位	1,128 単位	1,136 円	2,272 円	3,408 円	1,176 円	2,351 円	3,526 円
早朝・夜間帯 (25%増) 6:00~8:00 18:00~22:00	20分未満	1.25	379 単位	393 単位	395 円	790 円	1,185 円	410 円	819 円	1,229 円
	30分未満		564 単位	589 単位	588 円	1,176 円	1,763 円	614 円	1,228 円	1,842 円
	30分以上~1時間未満		993 単位	1,029 単位	1,035 円	2,070 円	3,105 円	1,073 円	2,145 円	3,217 円
	1時間以上~1時間30分未満		1,363 単位	1,410 単位	1,421 円	2,841 円	4,261 円	1,470 円	2,939 円	4,408 円
深夜帯 (50%増) 22:00~翌6:00	20分未満	1.5	455 単位	471 単位	475 円	949 円	1,423 円	491 円	982 円	1,473 円
	30分未満		677 単位	707 単位	706 円	1,411 円	2,117 円	737 円	1,474 円	2,210 円
	30分以上~1時間未満		1,191 単位	1,235 単位	1,241 円	2,482 円	3,723 円	1,287 円	2,574 円	3,861 円
	1時間以上~1時間30分未満		1,635 単位	1,692 単位	1,704 円	3,408 円	5,111 円	1,763 円	3,526 円	5,289 円
			要支援	要介護	要支援			要介護		
					1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
①緊急時訪問看護加算(Ⅰ)			600 単位	600 単位	626 円	1,251 円	1,876 円	626 円	1,251 円	1,876 円
①緊急時訪問看護加算(Ⅱ)			574 単位	574 単位	599 円	1,197 円	1,795 円	599 円	1,197 円	1,795 円
②特別管理加算(Ⅰ)			500 単位	500 単位	521 円	1,042 円	1,563 円	521 円	1,042 円	1,563 円
②特別管理加算(Ⅱ)			250 単位	250 単位	261 円	521 円	782 円	261 円	521 円	782 円
③ターミナルケア加算			600 単位	2,500 単位	626 円	1,251 円	1,876 円	2,605 円	5,210 円	7,815 円
④サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ及びロ)			6 単位	6 単位	7 円	13 円	19 円	7 円	13 円	19 円
④サービス提供体制強化加算Ⅱ(イ及びロ)			3 単位	3 単位	4 円	7 円	10 円	4 円	7 円	10 円
⑤複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)			254 単位	254 単位	265 円	530 円	794 円	265 円	530 円	794 円
⑤複数名訪問加算(Ⅰ)(30分以上)			402 単位	402 単位	419 円	838 円	1,257 円	419 円	838 円	1,257 円
⑥長時間訪問看護加算			300 単位	300 単位	313 円	626 円	938 円	313 円	626 円	938 円
⑦退院時共同指導加算			600 単位	600 単位	626 円	1,251 円	1,876 円	626 円	1,251 円	1,876 円
⑧初回加算(Ⅰ)			350 単位	350 単位	365 円	730 円	1,095 円	365 円	730 円	1,095 円
⑧初回加算(Ⅱ)			300 単位	300 単位	313 円	626 円	938 円	313 円	626 円	938 円
⑨看護・介護職員連携強化加算			250 単位	250 単位	261 円	521 円	782 円	261 円	521 円	782 円
⑩看護体制強化加算Ⅰ			550 単位	550 単位	574 円	1,147 円	1,720 円	574 円	1,147 円	1,720 円
⑩看護体制強化加算Ⅱ			100 単位	200 単位	105 円	313 円	626 円	209 円	417 円	626 円